**（１）パターン＜１Ａ＞**

**Ⅰ．（本文）**

|  |
| --- |
| ＊＊＊株式会社　規程第＊＊号（令和＊年＊月＊日制定） |

|  |
| --- |
| **安全保障輸出管理規程** |

|  |
| --- |
| **第１章　総則** |

|  |
| --- |
| **（目的）**  **第１条**国際的な平和及び安全の維持を目的とする安全保障輸出管理を適切に実施するために、本規程を定める。 |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
| **（適用範囲）**  **第２条**本規程は、［会社名を記入］株式会社（以下「**当社**」という。）が行う貨物の輸出 及び非居住者への技術の提供（非居住者から強い影響を受けている居住者への技術の提供を含む）又は外国において技術の提供をすることを目的とする取引（以下「**技術の提供**」という。）に関する業務に適用する。必要な場合は、別に細則等を定めるものとする。 |

|  |
| --- |
| **（定義）**  **第３条**「**外為法等**」とは、国際的な平和及び安全の維持の観点から貨物の輸出及び技術の提供を規制する外国為替及び外国貿易法とこれに基づく政令、省令、通達等をいう。  ２ 「**輸出等**」とは、貨物の輸出及び技術の提供（これらを前提とする国内取引を含む。）をいう。  ３ 「**貨物等**」とは、貨物及び技術をいう。  ４　「**規制貨物等**」とは、国際的な平和及び安全の維持の観点から外為法等により規制されている貨物及び技術をいう。　このうち、輸出貿易管理令（以下「**輸出令**」という。）別表第１の１の項から１５の項までに該当する貨物及び外国為替令（以下「**外為令**」という。）別表の１の項から１５の項までに該当する技術を「**リスト規制貨物等**」といい、輸出令別表第１の１６の項に該当する貨物及び外為令別表の１６の項に該当する技術を「**キャッチオール規制貨物等**」という。（以降削除）  ５　「**核兵器等**」とは、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布 のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。  ６　「**核兵器等の開発等**」とは、核兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。  ７　「**通常兵器**」とは、核兵器等以外の輸出令別表第１の１の項に該当する貨物をいう。  ８　「**通常兵器の開発等**」とは、通常兵器の開発、製造又は使用をいう。  ９ 「**需要者等**」とは、貨物の輸出であれば、貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。技術であれば、技術取引の相手方若しくは技術を利用する者又はこれらの代理人をいう。  １０「**非居住者から強い影響を受けている居住者**」とは、「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項から第４項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成４年１２月２１日付け４貿局第４９２号。）１（３）サ①から③のいずれかに該当する居住者（自然人に限る。また、当該居住者を「**特定類型**」という。）をいう。 |

|  |
| --- |
| **第２章　基本方針** |

|  |
| --- |
| **（基本方針）**  **第４条**以下を当社における安全保障輸出管理の基本方針とする。  一　規制貨物等の輸出等については、外為法等に反する行為は行わない。  二　外為法等の遵守及び適切な輸出管理を実施するため、安全保障輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制の整備、充実を行う。 |

|  |
| --- |
| **第３章　組織** |

|  |
| --- |
| **（最高責任者）**  **第５条**基本方針に基づき、安全保障輸出管理関連業務を適正かつ円滑に実施するため、 代表取締役又はそれに相当する者を安全保障輸出管理の最高責任者とする。 |

|  |
| --- |
| **（輸出管理統括部門）**  **第６条**最高責任者又は最高責任者が定める者を長とする最高責任者直轄の輸出管理統括部門を設置する。  ２　輸出管理統括部門は、以下の業務を行う。  一　安全保障輸出管理規程の制定、改廃  二　運用手続（細則）の制定、改廃  三　取引の審査、承認  四　全社管理業務の統括及び全社徹底事項の指示、連絡、要請等  五　監査  六　教育  七　子会社及び関連会社の指導等  八　 関係部門等の長に対する報告等の要求、調査の実施、又は改善措置等の命令 |

|  |
| --- |
| **（事業部門管理体制）**  **第７条**本規程の遵守及び輸出管理業務を適切に実施するため、輸出管理統括部門が定める事業部門に輸出管理責任者を置く。  ２　事業部門輸出管理責任者は、輸出管理統括部門の指示の下に、当該事業部門内の輸出管理に関する以下の業務を行う。  一　事業部門運用手続（細則）の制定、改廃  二　輸出管理統括部門の指示、連絡、要請等の周知徹底  三　輸出管理手続業務の推進  四　教育  五　所管する子会社及び関連会社の指導等 |

|  |
| --- |
| **第４章　手続** |

|  |
| --- |
| **（該非判定）**  **第８条**輸出等を行う場合には、リスト規制貨物等に該当するか否かについて判定を行う。  ２　輸出管理統括部門は、該非判定を行う部門及び判定内容を審査し最終決定を行う部門を定める。  ３　該非判定は、以下のとおり行う。  一　当社で設計・開発した貨物等の輸出等を行う場合、［該非判定部門の名称を記入］は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制貨物等に該当するか否かを判定する。  二　社外から調達した貨物等の輸出等を行う場合、［該非判定部門の名称を記入］は、調達先からの該非判定書等の入手等により、本項の第一号と同様、適切に該非判定を行う。ただし、調達先から該非判定書等を入手しなくても判定できる場合には、当社の責任で判定してもよい。  三　本項の第一号、第二号のいずれの場合においても、［該非判定審査部門の名称を記入］は、判定内容について審査し最終決定を行う。 |

|  |
| --- |
| **（用途確認）**  **第９条**営業部門等は、輸出等の引合を受けた場合には、その輸出等を行おうとする貨物等の用途について以下の項目に該当するか否かを確認する。  一　リスト規制貨物等については、   1. 核兵器等の開発等に用いられる、用いられるおそれがある、又は用いられる疑いがある。 2. その他の軍事用途に用いられる、又は用いられる疑いがある。   二　キャッチオール規制貨物等については、   1. 核兵器等の開発等に用いられるおそれがある。 2. 通常兵器の開発等に用いられるおそれがある。   ２　リスト規制貨物等の用途の確認に必要な情報を需要者又は技術を利用する者以外の者から入手する場合には、当該情報の信頼性を高める手続を実施し、用途の確認を行わなければならない。 |

|  |
| --- |
| **（需要者等確認）**  **第１０条**営業部門等は、輸出等の引合を受けた場合には、その行おうとする輸出等の需要者等について、以下の第一号から第三号のいずれかの項目に該当するか否かを確認する。なお、「軍若しくは軍関係機関又はそれらに類する機関」等との取引の場合には、第二号、第三号について特に慎重に確認する。  一　経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に記載されている。  二 核兵器等の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又は その情報がある。  三　通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又は その情報がある。  （第四号削除）  ２　リスト規制貨物等の需要者又は技術を利用する者の確認に必要な情報を需要者又は技  術を利用する者以外の者から入手する場合には、当該情報の信頼性を高める手続を実施  し、需要者又は技術を利用する者の確認を行わなければならない。 |

|  |
| --- |
| **（取引審査）**  **第１１条**輸出等の引合の内容が以下に該当する場合、営業部門等は、｢審査票｣を起票  して、輸出管理統括部門に取引の審査を申請する。当該取引を行うか否かの最終判断は、［取引決定権限者の名称を記入］が行う。  一　第８条の該非判定の結果、当該貨物等が輸出令別表第１の１の項から１５の項、 又は外為令別表の１の項から１５の項に該当する場合。  二　第９条（用途確認）第１項の第一号又は第二号のいずれかに該当する場合。  三　第１０条（需要者等確認）第１項の第一号、第二号、又は第三号のいずれ かに該当する場合。  四　経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けた場合。  　五　本項の第一号から第三号に該当するか否か不明の場合又は疑義がある場合。  ２　審査票には、仕向地、貨物等の名称、該非判定結果、需要者、用途、取引経路等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。  ３　審査票を起票するに当たっては、取引の内容を事実に即して正確に記入しなければならない。  ４　国内取引であっても、貨物の輸出及び技術の提供を行うことが明らかな場合には、  第１項と同様の手続を行う。  ５　営業部門等は、［取引決定権限者の名称を記入］の承認を得ることなく、当該取引を進めてはならない。  ６　営業部門等は、第１項の第二号及び第三号に該当しない場合であっても、核兵器等の開発等又は核兵器等開発等省令の別表の行為のために貨物等が用いられる疑いがあることを知った場合には、輸出管理統括部門を通じて最高責任者に報告し、最高責任者は行政庁に報告する。 |

|  |
| --- |
| **（外為法等に基づく許可の申請等）**  **第１２条**第１１条（取引審査）における承認を得た後、外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない貨物の輸出及び技術の提供については、［輸出許可の申請部門の名称を記入]は、所定の申請書及び添付書類を作成し、経済産業大臣に対して許可申請を行う。  ２　許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。  ３　［営業部門若しくは技術を提供する部門の名称を記入］は、外為法等に基づく許可が必要な貨物の輸出及び技術の提供については、経済産業大臣の許可を取得しない限り当該貨物の輸出及び技術の提供を行ってはならない。 |

|  |
| --- |
| **第５章　出荷管理** |

|  |
| --- |
| **（貨物の出荷管理）**  **第１３条**［出荷を担当する部門の名称を記入］は、第８条（該非判定）及び第１１条（取引審査）の手続が行われたこと並びに出荷される貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認する。また、［出荷を担当する部門の名称を記入］は、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認する。  ２　［出荷を担当する部門の名称を記入］は、出荷時に第１項の確認ができない場合は、直ちに出荷を取り止めて営業部門等へ適切な措置を要求するとともに、輸出管理統括部門へ報告する。  ３　［出荷を担当する部門の名称を記入］は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに輸出手続を取り止めて輸出管理統括部門へ報告する。輸出管理統括部門は、営業部門等と協議して適切な措置を講じる。 |

|  |
| --- |
| **（技術提供管理）**  **第１４条**［技術を提供する部門の名称を記入］は、技術の提供に際して、第８条（該非判定）及び第１１条（取引審査）の手続が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない技術の提供の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認する。  ２　［技術を提供する部門の名称を記入］は、第１項の確認ができない場合は当該技術の提供を行ってはならない。また、輸出管理統括部門へ報告する。 |

|  |
| --- |
| **第６章　監査** |

|  |
| --- |
| **（監査）**  **第１５条**輸出管理統括部門は、社内の安全保障輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行う。 |

|  |
| --- |
| **第７章　教育** |

|  |
| --- |
| **（教育）**  **第１６条**輸出管理統括部門及び事業部門輸出管理責任者は、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、役員及び従業員に対し、計画的に教育を行う。 |

|  |
| --- |
| **第８章　文書管理** |

|  |
| --- |
| **（文書管理又は記録媒体の保存）**  **第１７条**規制貨物等の輸出等に係る文書又は記録媒体を、貨物が輸出された日又は技術が提供された日から起算して、少なくとも７年間は保存する。 |

|  |
| --- |
| **第９章　子会社及び関連会社の指導等** |

|  |
| --- |
| **（子会社及び関連会社の指導等）**  **第１８条**輸出管理統括部門及び事業部門輸出管理責任者は、規制貨物等の輸出等を行う子会社及び関連会社に対し、実情に即した指導を行う。  ２　輸出管理統括部門及び事業部門輸出管理責任者は、自社が行うリスト規制貨物の輸出及びリスト規制技術の提供の管理の業務に関わる子会社に対し、当該業務を適正に実施させるため、指導、研修、業務体制及び業務内容の確認（以下「**指導等**」という。）を行う体制と手続を定め、必要な指導等を定期的に行う。 |

|  |
| --- |
| **第１０章　報告** |

|  |
| --- |
| **（報告）**  **第１９条**　役員又は従業員は、外為法等又は本規程に対する違反の事実を知った場合又は違反のおそれがある場合には、その旨を輸出管理統括部門に速やかに報告しなければならない。  ２　輸出管理統括部門は、第１項の報告の内容を調査し、外為法等に違反したとき、又は違反したおそれのあることが判明したときには、安全保障輸出管理の最高責任者に報告する。最高責任者は、社内の関係部門に対応措置を指示するとともに、遅滞なく行政庁に報告する。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じる。 |

|  |
| --- |
| **第１１章　罰則** |

|  |
| --- |
| **（罰則）**  **第２０条**故意又は重大な過失により本規程に違反した者及び関係者は、就業規則及び役員会の決議等による処分の対象とする。 |

|  |
| --- |
| （附　則）: 本規程は令和［＊］年［＊］月［＊］日より施行する。 |

以上

**Ⅱ．本文の注釈**

全体：

＜注１＞［＊＊＊の名称を記入］：企業の実態に応じた部門の名称等を記入する箇所を  
示す。

第２条（適用範囲）：

＜注１＞「技術の提供」においては、居住者、非居住者の別なく、誰もが提供者と受け手になりうる。居住者である企業から見た場合、非居住者への提供（非居住者から強い影響を受けている居住者への提供を含む）又は外国において居住者に提供することが「技術の提供」にあたる。また、取引(提供)先が未定の外国への提供もこの「技術の提供」に含まれる。本条においては、外為法第２５条に基づき、非居住者への提供（非居住者から強い影響を受けている居住者への提供を含む）を「非居住者への技術の提供をすることを目的とする取引」と定め、外国において提供する場合を「外国において技術の提供をすることを目的とする取引」と定めている。

なお、非居住者から強い影響を受けている居住者については、役務通達１（３）サ①から③で定める通り。

条文の括弧書きの「非居住者から強い影響を受けている居住者への技術の提供」は、細則等で技術提供管理の対象とすることが明らかになっていれば、ＣＰに規定しなくても問題はない。

＜注２＞外為法第２５条第１項に基づく「技術の提供」はいわゆる「技術の仲介取引」が

含まれる概念であるが、技術の仲介取引を行わない企業は、本パターンのように「技術の仲介取引の手続」を規定しないことにより、その対応を明確にすることができる。

第３条（定義）：

＜注１＞「輸出等」を貨物の輸出及び技術の提供を前提とする国内取引を含む用語として定義しているため、「貨物の輸出及び技術の提供」とした場合には、これらを前提とする国内取引を含まない点に注意が必要。

＜注２＞「キャッチオール規制貨物等」とは、大量破壊兵器キャッチオール規制と通常兵器キャッチオール規制の対象となる貨物等をいう。その内、通常兵器の開発等に用いられるリスクが高い輸出令別表第１の１６の項（１）に掲げる貨物及びその貨物に係る技術（以下、「通常兵器キャッチオール規制特定品目」という。）については、その貨物がHSコードで指定されるため、規制対象の貨物やそれに係る技術は、貨物のHSコードを確認すれば判断できる。特に「通常兵器キャッチオール規制特定品目」は、輸出令別表第３地域及び別表第３の２地域以外の地域（以下、「一般国」という。）向けの輸出等において通常兵器キャッチオール規制に関する客観要件に該当する場合に確認すればよく、輸出等を行う全ての品目について確認することは必須ではない。

＜注３＞「核兵器等」「開発等」の定義については、輸出令第４条第１項第一号イに基づくが、本条では「核兵器等」の定義を若干省略している。

＊輸出令第４条第１項第一号イにおける「核兵器等」の定義：「核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってその射程若しくは航続距離が３００キロメートル以上のもの」

＜注４＞「需要者等」の定義については、輸出者等遵守基準省令第１条第二号ニに基づくもので、「貨物の需要者」「技術を利用する者」のみならず、「貨物の輸入者」「技術取引の相手方」「貨物の需要者の代理人」「技術を利用する者の代理人」「貨物の輸入者の代理人」「技術取引の相手方の代理人」の全てが含まれるため

　　　　注意が必要である。（以降削除）

＜注５＞前条の条文の括弧書きの「非居住者から強い影響を受けている居住者への技術の提供」を、細則等で管理対象とすることを明らかにし、ＣＰに規定しない場合は本条第１０項の条文は不要である。

第５条（最高責任者）：

＜注１＞「それに相当する者」：代表執行役、取締役又は執行役等をいう。

第６条（輸出管理統括部門）：

＜注１＞「輸出管理統括部門」：企業の実情に応じて、安全保障輸出管理本部（部）、  
安全保障輸出管理室等の名称が考えられる。

＜注２＞輸出管理統括部門は、営業部門等とは独立した組織であることが望ましい。

第７条（事業部門管理体制）：

＜注１＞本条は、第６条とセットで管理体制を整備する企業向けの「基本形」として用意した。これほどの管理体制を必要としない企業においては、第６条と第７条とを統合した組織及び管理体制が考えられる。

＜注２＞「輸出管理統括部門が定める事業部門」：営業部門等輸出管理に関する業務を行う事業部門を想定。企業の実情に応じては、各事業部門にて輸出管理責任者を定め、それを輸出管理統括部門が追認するというケースもありうる。

第８条（該非判定）：

＜注１＞第３項［該非判定部門の名称を記入］及び［該非判定審査部門の名称を記入］：各企業の実情に応じて判定・審査・最終決定の部門が異なる場合があるため、実際に業務を担当する部門の名称を記入する。

＜注２＞第３項第二号「ただし、・・・」：社外から調達した貨物等の該非判定に関して、調達先等から該非判定書等を入手又は問い合わせしなくても、リスト規制対象外であることが明らかである等輸出者自身で該非判定ができる場合には、輸出者の責任で判断することがある。

＜注３＞本条における該非判定とは「リスト規制貨物等に該当するか否かについて判定」する手続きであり、「キャッチオール規制貨物等（「通常兵器キャッチオール規制特定品目」を含む）」に当たるか否かについて確認する手続きは含まない。  
なお、該非判定において「キャッチオール規制貨物等」や「通常兵器キャッチオール規制特定品目」の確認を行う場合であっても、輸出令別表第１の１６の項や、１６の項（１）の貨物については、HSコードで指定されるため、社外から調達する貨物やそれに係る技術でも、貨物のHSコードがわかっていれば、調達先等に確認せずに、自社の責任において確認すればよい。また、HSコードが確認できない場合でも、一般国向け通常兵器キャッチオール規制の客観要件に該当する可能性がある場合に限定して、調達先等に確認すればよい。

第９条（用途確認）：

＜注１＞第１項第一号：包括許可にあっては、「包括許可取扱要領」で定める一般包括許可、特別一般包括許可、特定包括許可又は特定子会社包括許可の失効条件、事前届出又は事後報告条件に該当することを意味する。

＜注２＞第１項第二号：キャッチオール規制に関しては、輸出等の仕向地が輸出令別表第３の地域の場合、用途確認を除くことができる。

※仕向地が一般国の場合、通常兵器キャッチオール規制に関しては、品目が「通常兵器キャッチオール規制特定品目」に当たらないことが予め確認できていれば、用途確認を除くことができるが、大量破壊兵器キャッチオール規制に関しては、品目にかかわらず用途確認が必要なため、用途確認そのものを除くことはできない。

＜注３＞第１項第二号①「核兵器等の開発等に用いられるおそれがある」：「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（以下「核兵器等開発等省令」という。）」又は「貿易関係貿易外取引等に関する省令第９条第２項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合(以下「核兵器等開発等告示」という。)」に該当することを意味する。

＜注４＞第１項第二号②「通常兵器の開発等に用いられるおそれがある」：「輸出貨物が輸出貿易管理令別表第１の１の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（以下「通常兵器開発等省令」という。）」又は「貿易関係貿易外取引等に関する省令第９条第２項第七号ハ及び第八号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第１の１の項の中欄に掲げる貨物（同令第４条第１項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合(以下「通常兵器開発等告示」という。)」に該当することを意味する。

＜注５＞第２項： リスト規制貨物等の用途の確認に必要な情報を需要者又は技術を利用する者から直接得ずに、輸入者や代理人など第三者から入手する場合には、その情報を鵜呑みにすることなく、輸出者等としてその確認を適切に実施することにより、不正輸出等の未然防止を図ることが求められる。このため、当該情報の信頼性を高める具体的手続（需要者ＨＰ掲載情報の１回/年の確認等）を細則等に規定することが考えられる。

第１０条（需要者等確認）：

＜注１＞リスト規制貨物等の輸出等、キャッチオール規制貨物等の輸出等のいずれの場合にも、需要者等確認は必要である。

＜注２＞非居住者から強い影響を受けている居住者（特定類型）への技術の提供においては、居住者を契約先（技術取引の相手方）とし、居住者に強い影響を与えている非居住者を需要者（技術を利用する者）とした需要者等確認が必要となる。

＜注３＞「需要者等」：企業の管理上、「当該商流及び物流上に位置するあらゆる企業等」とすることも考えられる。

＜注４＞第１項第一号：「外国ユーザーリスト」は「核兵器等の開発等又は通常兵器の開発等のおそれがある企業・組織」として経済産業省が作成したリストであり、需要者等がこのリストに掲載されている場合は、「核兵器等の開発等を行う又は行った者」、或いは「通常兵器の開発等を行う又は行った者」との前提に立たなければならない。

＜注５＞第１項第二号、第三号：大量破壊兵器キャッチオール規制及び通常兵器キャッチオール規制については、輸出等の仕向地が輸出令別表第３の地域の場合、需要者等確認を除くことができる。

※仕向地が一般国の場合、通常兵器キャッチオール規制に関しては、品目が「通常兵器キャッチオール規制特定品目」に当たらないことが予め確認できていれば、需要者等確認を除くことができるが、大量破壊兵器キャッチオール規制に関しては、品目にかかわらず需要者等確認が必要なため、需要者等確認そのものを除くことはできない。

＜注６＞特別一般包括許可を適用してリスト規制貨物等の輸出及び技術提供を行う場合、需要者又は技術を利用する者が輸出令別表第３の地域以外の軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関である場合には、経済産業大臣への事前の届出が必要になる。従って、特別一般包括許可の取得又は取得予定の場合は、軍、軍関係機関等の確認手続について、細則等で定める必要がある。  
また、「通常兵器キャッチオール規制特定品目」の輸出又は技術提供であって、通常兵器キャッチオール規制の客観要件に該当する場合でも、需要者又は技術を利用する者が、包括許可取扱要領に定められた地域（一般国の一部）の「軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関又はこれらのものから（通常兵器の開発等の）委託を受けた者」である場合は特別一般包括許可が適用可能である（「外国ユーザーリストに掲載されている者との取引の場合」、「大量破壊兵器キャッチオール規制の客観要件に該当する場合」、「経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けた場合」を除く）。この場合、包括許可取扱要領に基づき通常兵器キャッチオール規制に関する特別一般包括許可を適用する場合に限定して確認すればよく、全ての需要者について確認することは必須ではない。

＜注７＞第２項：リスト規制貨物等の需要者又は技術を利用する者の確認に必要な情報を当該需要者又は技術を利用する者から直接得ずに、輸入者や代理人など第三者から入手する場合には、その情報を鵜呑みにすることなく、輸出者等としてその確認を適切に実施することにより、不正輸出等の未然防止を図ることが求められる。このため、当該情報の信頼性を高める具体的手続（需要者ＨＰ掲載情報の１回/年の確認等）を細則等に規定することが考えられる。

第１１条（取引審査）：

＜注１＞「審査票」：参考例として例示資料（２）－１を参照。ただし、各企業の実情に応じて、体裁・項目等は適宜見直した上で利用されたい。なお、「明らかガイドラインシート」については、例示資料（４）を参照。

＜注２＞第１項第三号：非居住者から強い影響を受けている居住者（特定類型）へ技術の提供をする場合、当該居住者を契約先（技術取引の相手方）とし、居住者に強い影響を与えている非居住者を需要者（技術を利用する者）とし、本条第１項の各号のいずれかに該当するか否かについてチェックが必要になる。

＜注３＞第１項第三号：需要者等が第１０条第１項第一号、第二号又は第三号に該当する場合には、「明らかガイドラインシート」等を用いて「核兵器等の開発等」又は「通常兵器の開発等」に用いられないことを確認する必要がある。これらのいずれにも用いられないことが明らかな場合には、経済産業大臣の許可は不要である。

＜注４＞第１項第二号、第三号：「通常兵器キャッチオール規制特定品目」に関しては、輸出令別表第３の２地域のみならず一般国向けに輸出又は技術提供を行う場合であっても、用途が第９条第１項第二号②に該当する場合、又は、需要者等が第１０条第１項第三号に該当し「明らかガイドラインシート」で通常兵器の開発等に用いられる懸念が払しょくできない場合には、経済産業大臣の許可が必要になる。  
ただし、「(a)需要者又は技術を利用する者が、包括許可取扱要領に定められた地域（一般国の一部）の軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関又はこれらのものから（通常兵器の開発等の）委託を受けた者」である場合や、「(b)輸出令別表第１の１の項に該当する貨物又は外為令別表の１の項に該当する技術の輸出許可を受けている取引と同一の契約書等により輸出等を行う取引」の場合には、特別一般包括許可が適用可能である。  
なお、(a)、(b)の場合でも、「外国ユーザーリストに掲載されている者との取引の場合」、「大量破壊兵器キャッチオール規制の客観要件に該当する場合」、「経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けた場合」には、特別一般包括許可が適用できない。  
これらの通常兵器キャッチオール規制に関する包括許可適用可否の判断手続について、細則等で定める必要がある。

＜注５＞第１項第四号：輸出令別表第３の地域を仕向地とする取引を含めて、経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受ける場合がある。

＜注６＞第１項第五号：その時点で貨物等の仕様が定まっていない場合、確認項目に該当する疑いがある場合及び判断が困難な場合等を想定。

＜注７＞企業の管理上、「輸出管理統括部門は、取引審査の過程で、不正輸出、不正転売及び不正転用の防止を図る観点から必要であると判断した場合には、確認書や誓約書等の取得を当該営業部門等に指示するなど適切な措置を講じる」等の規程を設けることも考えられる。

＜注８＞第２項：該非判定結果に関する資料「該非判定書」については、参考例として例示資料（１）を参照。ただし、各企業の実情に応じて、体裁・項目等は適宜見直した上で利用されたい。

＜注９＞第６項：審査の上取引を中止した場合などは、報告しなければならないということでは必ずしもない。

第１２条（外為法等に基づく許可の申請等）：

＜注１＞［輸出許可の申請部門の名称を記入］：実際に許可申請を行う部門の名称を記入する。

＜注２＞［営業部門若しくは技術を提供する部門の名称を記入］：営業部門又は技術を提供する部門の名称を記入する。

第１４条（技術提供管理）：

＜注１＞［技術を提供する部門の名称を記入］：実際に技術を提供する部門の名称を記入する。

第１５条（監査）：

＜注１＞企業の実情に応じて、監査部門が監査を行う場合があり、「監査部門は、社内の安全保障輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行う。なお、監査に際しては、輸出管理統括部門等関係部門の協力を得ることができる。」等、監査を行う側の協力関係を本規程に規定することが考えられる。監査対象には、輸出管理統括部門も含まれる。

第１７条（文書管理又は記録媒体の保存）：

＜注１＞文書又は記録媒体を起算日から、少なくとも７年間保存と規定しているのは、核兵器等関連貨物、技術の無許可輸出及び無許可取引の罰則が、外為法第６９条の６第２項により、１０年以下の拘禁刑と規定されていることから、その時効期間が７年になるため。また、包括許可取扱要領Ⅱ４（１）②で定める「返送に係る輸出」、同Ⅱ４（２）②で定める「返送に係る技術の提供」のために特別一般包括許可を使用する輸出者等は、返送関連資料を一律７年間保存することが求められている。（包括許可取扱要領（別表３）許可条件の適用（７）、（別表４）許可条件の適用（４））なお、核兵器等関連貨物、技術を取り扱わず、返送のために特別一般包括許可を使用しない企業は、少なくとも５年間保存と規定しても良い。

第１８条（子会社及び関連会社の指導等）：

＜注１＞第１項「子会社及び関連会社」：国内外双方の子会社及び関連会社を含む。

＜注２＞第２項「子会社」：用途の確認のための事前審査や事前確認といった、自社

が行う日本の外為法等に基づくリスト規制貨物の輸出及びリスト規制技術の提供

に関する管理の業務の一部を子会社の輸出管理部門等に担わせている場合等が該

当し、国内外双方の子会社を含む。

以上